

請求退会者が増加している現状について

1. 弁護士の急増に伴い、請求退会者が増えたということは、動かしがたい事実である。司法試験の合格者数が812名となった1998年までは、自由と正義に掲載された請求退会者の数は年間でも50名に満たない人数であった。これが、司法試験合格者数が増えるに従い、増えていくことになる。2002年になって初めて100人を超えたが、2006年以降はその数が急増し、2009年には202名と初めて200人を超え、2013年には320名と300人を超え、2014年には374名と400人に迫るほどとなり、2015年に358名と若干減少したものの、大きく減少するような傾向はみられない。
2. このように、請求退会者が増加しているのは、主には弁護士になって間もない人の退会が増えていることによる。すなわち、2012年の自由と正義によると、登録番号3万番以上の弁護士の請求退会者数は173名であったものが、2013年では217名、2014年では230名、2015年では260名となっている。これは登録番号3万番以上の弁護士の人口が急激に増えた（つまり母数が増えたということ）を考慮しても異常な数字であると言わざるを得ない。弁護士になってからまもなくして弁護士をやめる人がこれだけの人数となっているわけだからである。
3. 特に60期以降の弁護士については、二回試験合格後も就職ができない人が増えていることが社会的関心を集めていることもあって、統計的な数字が豊富にまとめられている。これを分析してみたものが、下記の表である。弁護士にならなかった人の比率は次第に増えてきている傾向が読み取れた。さらに言えば、63期までは最大登録数からすると、60期は69名、61期は80名、62期は72名、63期は71名も減少していることがわかった。但し、64期以降からは、請求退会者の数は減少しつつある傾向が読み取れるようには思われるが、全くなくなったとまでは言えない状況が続いている。

60期以降の弁護士人口の変動状況に関する整理表

修習期	登録可能な人数	登録した最大人数	最大人数の占有率	弁護士以外選択者	現在数	減少数	減少率
60	2,145	2,119	98.7	26	2,050	69	96.7
61	2,148	2,126	98.9	22	2,046	80	96.2
62	2,162	2,123	98.1	39	2,051	72	96.6
63	1,972	1,926	97.6	46	1,855	71	96.3
64	1,983	1,924	97	59	1,889	35	98.1
65	1,916	1,866	97.3	50	1,845	21	98.8
66	1,856	1,789	96.3	67	1,780	9	99.4
67	1,798	1,737	96.6	61	1,735	2	99.8
68	1,599	1,545	95.8	54	1,545	0	100.0

- 注 ① 登録可能な人数は二回試験合格者から裁判官や検察官任官者数を控除したもの。
 ② 最大登録数は、60期は弁護士白書 2009年版の期別人口による。
 ③ 同じく16期の最大登録数は弁護士白書 2010年版の期別人口による。
 ④ 同じく62期と63期の最大登録数は日弁連発表による12か月後の弁護士人口による。
 ⑤ 同じく64期以降の最大登録数は、白浜の日弁連HP検索を使った独自調査による。
 ⑥ 現在数は、平成28年7月20日の日弁連HPからの検索結果による。

4. この請求退会者のほとんどが留学をしているなどと言われている方がおられるようだが、虚偽の流布であると言わざるを得ない。以下の表は、2012年から2014年にかけて「自由と正義」に掲載された登録番号が3万番より大きい数の請求退会者のうち、現時点(2016年7月20日現在)で、弁護士に再登録されているであろうと思われる方を調べたものである。「思われる」としているのは、結婚や改名などで名前が変わった方もおられることから、正確とは言いがたいところがあるためだが、登録番号なども確認しているので、まず間違いはないものと考えている。2012年では、173名の請求抹消者のうち弁護士に復帰されている方は59名と全体の34.1%となっているが、そのうち留学が確認できた方は18名に過ぎず、全体の10.4%であるに過ぎない(留学経験の確認は、事務所のHPの経歴欄による。再登録者の全員のHPを調べたが、留学経験があるが掲載していない弁護士は1人も発見できなかったため、これもまず間違いのないものと考えている。)。これが、2013年は、抹消請求者が217名に増えたのに対して、弁護士に復帰されている方は61名と微増に留まり、全体の28.1%まで比率が下がり、そのうち留学が確認できた方は15名に減少し、全体の6.9%まで下がっている。2014年は、抹消請求者が230名に増えたのに対して、弁護士に復帰されている方は61名と前年同数となり(22期の方が1名混じっているため、弁護士に復帰された若い方の人数は減っていることになる。)、全体の26.5%まで比率が下がり、そのうち留学が確認できた方は14名に減少し、全体の6.0%まで下がっている。留学された方のほとんどは、いわゆる渉外系の事務所であるが(その中でも、長島・大野・常松法律事務所の割合は群を抜いて多く、半数以上を占めている。)、渉外系事務所でも留学は減ってきているようである。また、留学された方のほとんどは、東京三会からの退会であり、地方会から留学のために退会された方はあまりおられなかった。要するに、弁護士として復帰している方は全体でも3割に満たなくなっており、留学のために弁護士をやめた人は、ほとんどが東京に集中していて、全体としては1割にも満たないのである。

年	月	請求抹消	復帰者	留学確認
2012年	1月	6	1	0
	2月	7	1	0
	3月	17	5	3
	4月	12	4	0

	5月	16	5	0
	6月	32	8	1
	7月	14	5	1
	8月	11	1	1
	9月	24	13	5
	10月	17	10	7
	11月	9	4	0
	12月	8	2	0
合 計		173	59	18
比 率			34.1	10.4

年	月	請求抹消	復帰者	留学確認
2013年	1月	11	2	0
	2月	8	0	0
	3月	18	3	0
	4月	14	4	0
	5月	12	4	0
	6月	40	8	1
	7月	17	8	2
	8月	18	4	1
	9月	27	11	5
	10月	27	8	3
	11月	14	7	3
	12月	11	2	0
合 計		217	61	15
比 率			28.1	6.9

年	月	請求抹消	復帰者	留学確認
2014	1月	15	7	0
	2月	13	3	0
	3月	16	3	0
	4月	10	3	1
	5月	16	5	0
	6月	41	7	0

※1名は22期

	7月	20	4	0
	8月	13	5	2
	9月	28	10	6
	10月	29	12	5
	11月	13	0	0
	12月	16	2	0
合 計		230	61	14
比 率			26.5	6.0

5. 念のため、視点を変えて、私にとって身近な京都弁護士会について個別調査を試みた。具体的には2013年度版の京都弁護士会名簿に掲載されていたが調査時点（2016年5月1日）では京都弁護士会会員ではない方がどれだけ存在するかということ調べてみたところ、全体で28名が該当したものの16名は他の弁護士会に登録換えされていたが、12名は退会されていることが確認できた。このうち8名は60期以降の方であり、留学したと確認できた人は1人もいなかった。同様に、2014年度版会員名簿から退会者を確認したところ上記とは別に2名が退会されていたが、いずれも60期以降の方であった。2015年度版名簿との比較ではさらに2名の退会が確認できて、うち1名が60期以降の方であった。これらの退会者の中に留学したことを確認できた人はいない。要するに、京都弁護士会では、この3年ほどで16名が請求退会しているが、このうち10名が60期以降で、全体を通じて留学を理由とする退会者は1人もいないのである。留学を理由とする退会者がいないことが京都特有の現象であるということを示すようなデータは存在しない。むしろ、2012年から2014年にかけての「自由と正義」に掲載された請求退会者を調査分析した前述の結果としても、留学による退会からの復帰者は地方会からはほとんどいないということにも符合する結果となっている。よって、この調査からも、請求退会者が留学をしているというようなことは事実ではないことは裏づけられていると言える。

6. なお、若手会員の中に入会と退会を繰り返している人が存在するという点については、60期以降の弁護士人口が1年を通じて、増えたり減ったりを繰り返す傾向となっていることで実証されていると言える。下記の表は、2016年の期別人口を調べたものであるから、参考にしていただきたい。請求退会者が退会後に弁護士ではない道を選んだ人ばかりであれば、弁護士人口としては減少するだけでまた増えるということにはならないはずだからである。仮に入会と退会を何度か繰り返すということとなれば、入会金の負担など経済的には大変重い負担を強いられることとなる。これは、若手弁護士の経済的負担としてよく指摘されている法科大学院での奨学金や司法修習の貸与金とは別の経済的負担が存在するという点であり、弁護士としての人生のスタートにあたって重いハンディキャップを抱えた若手会員が存在しているということも意味することとなる。このような経済的負担を抱えたまま弁護士実務に従事する若手弁護士が増えるということが果たして国民が望んでいることなのか、考え直すべき時期に来ているものと考えられる。

観測日	2016/1/6	2016/2/2	2016/3/2	2016/4/4	2016/5/6	2016/6/3	2016/7/4	2016/7/20
60期	2,051	2,050	2,052	2,051	2,051	2,051	2,050	2,050
61期	2,064	2,063	2,065	2,061	2,051	2,049	2,045	2,046
62期	2,056	2,055	2,055	2,049	2,047	2,047	2,049	2,051
63期	1,856	1,855	1,856	1,853	1,858	1,859	1,856	1,855
64期	1,895	1,895	1,897	1,895	1,895	1,893	1,892	1,889
65期	1,845	1,841	1,842	1,838	1,850	1,849	1,846	1,845
66期	1,785	1,786	1,786	1,782	1,784	1,781	1,779	1,780
67期	1,733	1,734	1,735	1,732	1,732	1,731	1,733	1,735
68期	1,132	1,408	1,509	1,511	1,532	1,539	1,540	1,545